

令和 8 年

草加市議会 2 月定例会

議員提出議案

草加市議会

令和8年3月18日

草加市議会議長 鈴木由和様

提出者 田中宣光

賛成者 吉岡 健

〃 広田丈夫

〃 斉藤雄二

〃 菊地慶太

草加市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び草加市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

## 提 案 理 由

市議会議員と市との請負状況を公表することにより、請負状況の透明性を確保し、議会運営の公正及び事務執行の適正を図ることを目的とし、草加市議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定する必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

## 議第 1 号議案

### 草加市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

#### (目的)

第 1 条 この条例は、草加市議会議員（以下「議員」という。）が草加市に対し請負（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2 に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

#### (報告)

第 2 条 議員（草加市に対し請負をする者又はその支配人である者に限る。次項において同じ。）は、毎年 6 月 1 日から同月 30 日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して 30 日を経過する日までの間）に、当該 6 月 30 日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第 1 号エにおいて同じ。）における草加市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

#### (1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

- ア 請負の対象とする役務、物件等
- イ 契約締結日
- ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）
- エ 当該 6 月 30 日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

#### (2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

#### (報告等の公表)

第 3 条 議長は、前条第 1 項の規定による報告（同条第 2 項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正の届出を含む。）を、公表しなければならない。

2 議長は、前項の規定による公表に際し一覧を作成し、併せて公表しなければならない。

(報告等の保存)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

令和8年3月18日

草加市議会議長 鈴木由和様

提出者 斉藤雄二

賛成者 田中宣光

〃 吉岡 健

〃 広田丈夫

〃 菊地慶太

持続可能な地域医療体制の維持に向けた財政支援の充実を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、草加市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

## 議第 2 号議案

### 持続可能な地域医療体制の維持に向けた財政支援の充実を求める意見書

埼玉県地域保健医療計画は、医療法第 30 条の 4 に基づく「医療計画」であるとともに、政策的に関連の深い他の個別計画等をこの計画の中に組み込み、より一体的に保健医療施策を推進するための総合的な計画として位置づけられている。

また、県だけでなく、市町村や保健医療関係機関・団体等も含めて、推進すべき施策の方向性を示すものであるとともに、県民の自主的、積極的な行動を促す性格を有するものとされている。

埼玉県が定めた「第 8 次埼玉県地域保健医療計画」では、草加市は東部保健医療圏に分類され、さらに副次圏として北と南に分けられたうち、八潮市、三郷市、吉川市とともに「東部（南）保健医療圏」に位置づけられている。この圏域内の推計人口は令和 5 年 8 月 1 日時点で 55 万 6,072 人であり、草加市立病院は圏域唯一の災害拠点病院とされている。

一方、昨今の医療を取り巻く経営環境は極めて厳しい状況にある。物価上昇や人件費の増加に対し、診療報酬が十分に追いつかず、公立病院のみならず民間病院においても経営状況の悪化が指摘されている。草加市においても、草加市立病院への一般会計からの繰出金は令和 8 年度予算で臨時的措置を含め約 23 億 6,000 万円に達しており、財政を圧迫する要因となっている。

草加市立病院は、草加市民のみならず圏域住民の命と健康を守る中核的な役割を担っている。とりわけ、災害拠点病院としての機能や救急医療体制の維持は広域的な観点から支えるべきものであり、その負担を一地方自治体のみ委ねることには限界がある。地域保健医療計画に基づく圏域全体の医療提供体制を維持・確保していくためには、埼玉県が主体的な責任を果たし、必要な財政支援の仕組みを構築することが求められる。

よって埼玉県においては、持続可能な地域医療体制を維持するため、埼玉県の責任において各医療機関の役割及び規模に応じた財政支援策を構築するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 3 月 18 日

埼玉県草加市議会

埼玉県知事 様